

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成24年(2012年)6月21日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 6月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 6月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) \* 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】人身傷害補償条項の被保険者である被害者に過失がある場合,保険金を支払った保険会社は,保険金の額と過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が,裁判基準損害額を上回る額の範囲で損害賠償請求権を代位取得すると判示(平成24年5月29日最高裁)

【2】競落土地には宅地として重大な規制があるが,これが評価書に記載されず,執行裁判所もこの点を売却基準価格に反映させずに売却したときは,買受人(被控訴人)は配当金を受領した控訴人に対し民法568,566条を類推適用して減額請求ができるとした(平成23年2月17日名古屋高裁)

【3】千葉県在住のXがY社(本店福岡,支店東京)の勧誘に基づく証拠金取引(不法行為)による損害賠償を求めて東京地裁へ提訴。原審は,Y社の福岡地裁への移送申立を認容,控訴審ではその決定を取消,移送申立を却下した事例(平成23年6月1日東京高裁)

【4】Xがゴルフ場を占有するYに対しプレー中にコース脇のふたのないマンホールに転落して傷害を負ったとして損害賠償を請求した事案。Yは工作物責任を負うとされたが,Xにも打球の行方に気を取られた不注意があったとして7割の過失相殺が認められた(平成24年1月25日東京地裁)

【5】破産管財人が総債権者のために債権を行使する場合であっても破産者が破産開始決定前に当該債権を取得した時から不法原因給付により返還請求権が否定される場合には,破産管財人による不当利得返還請求は民法708条により許されないと判示(平成24年1月27日東京地裁)

【6】浄土真宗本願寺派に属する宗教法人Yの墓地使用权を承継取得したXが,無典礼の方式による妻の遺骨埋蔵の妨害禁止等を求めた事案。宗派の違いをもって遺骨の埋蔵を拒絶する正当な理由にはならないと判示(平成24年2月15日宇都宮地裁)

【7】貸金債権がAからY1,さらにY2へと順次譲渡されたため,XはY1Y2に過払い金返還等を求めた。AからY1へは信託譲渡でありその受託者は法律上の権利義務帰属主体となる以上信託譲渡された債権にかかる権利義務の帰属を免れないとしてXの請求を一部認容(平成23年12月22日中村簡判)

(商事法)

【8】Y社をめぐるMB0の公表前及び後にXらが購入した株式について,旧経営陣の利益相反行為が株価下落の原因と認められず,これにより買付価格が不公正となったとも認められないとして,Y社旧経営陣へのXらの損害賠償請求が退けられた事例(平成23年12月21日東京高裁)

(知的財産)

【9】特許出願に対する拒絶査定不服審判の請求書を却下処分前通知等の連絡なしに却下した決定には信義誠実の原則に違反するとしてその取消を求めたが,審判長が有する請求書の却下決定をする時期についての裁量権を逸脱又は濫用したとはいえないとされた事例(平成24年6月6日知財高裁)

【10】韓国音楽著作権協会(KOMCA)へ楽曲を信託譲渡したときは,その後にKOMCAとJASRACとの間で相互管理契約が発効した場合これに拘束されるとして,韓国の楽曲の著作権者からの日本企業に対する損害賠償請求権が棄却された事例(平成24年5月31日東京地裁)

【11】原告が,原告発明と3GPP規格との関係等に基づいて被告方法の使用の差止め等を請求したが,被告方法が原告発明の技術的範囲に属するとは認められないとして棄却された事例(平成24年5月31日東京地裁)

(民事手続)

【12】破産手続開始前の無委託保証契約に基づく同手続開始後の弁済により保証人が取得する求償権は破産債権に該当

し、これを自働債権とする相殺は認められないとした事例(平成24年5月28日最高裁)

【13】XはYへの遅延損害金として第三債務者の差押を求め認容されたが、これに先立ちYはX名義不動産の強制競売開始決定を得ていたためXが超過差押として執行抗告。どちらかの執行手続でYが債権を回収した場合にXは別途請求異議を訴え解決を図るべきと判示(平成23年10月6日東京高裁)

【14】Xは、Yらがその父である亡AのXに対する保証債務を相続したとして、保証債務の履行を求めた事案。亡Aの相続についての準拠法が争点となり、外国人登録原票の国籍欄に「韓国」とあるので大韓民国の法とするのが相当としてそれを前提にXの請求が認められた(平成23年6月7日東京地裁)

【15】産管財人Xが破産者Aの投資信託解約金の支払をYに求め、YはAがYに開設していた預金口座へ解約金を振り込み相殺を主張した事案。弁済により消滅した、もしくは破産手続後に負担した債務を受動債権とする相殺としてXの相殺が無効とされた事例(平成23年10月7日大阪地裁)

(刑事法)

【16】被告人が内縁の夫と共謀の上合計6名を殺害、1名を傷害致死に至らしめる等した事案。被告人を無期懲役に処した控訴審判決に対し検察官が上告し死刑を求めたところ、被告人が内縁の夫の暴力的支配下にあったこと等を考慮すれば原判決を維持するのが妥当と判示(平成23年12月12日最高裁)

【17】住居侵入、強盗強姦で裁判員裁判で懲役9年に処せられた被告人が量刑不当で控訴した事案。原審において法令適用を誤って量刑が決定されたことを認めた上で、正しい法定刑を裁判員が認識していても同じ量刑となった蓋然性が極めて高かったとして控訴を棄却した(平成22年11月18日高松高裁)

【18】被告人が、有効期限の徒過した駐車禁止除外指定車標章の有効期限欄や発行日欄の数字記載部分に改ざんを加えたことにつき公文書偽造罪の成立が争われた事案。改ざん方法が稚拙で「偽造」の程度に至っていないとする被告人側の主張が認められなかった事例(平成22年9月6日東京地裁)

(公法)

【19】市議会議員の二親等以内の親族が経営する企業と市の契約を禁止した条例が憲法に違反するか、市議会議長の条例遵守の警告措置が違法か否かが争点になった事案。同条例の規制は無効、警告措置は違法として市の国家賠償責任が認められた事例(平成23年10月28日広島高裁)

【20】I区長が建築主A社に対してした東京都建築安全条例10条の2第1項に基づく認定処分につき控訴人らが行った取消請求及び控訴人らが行ったI区長に対する建築基準法9条1項に基づくA社に対する建物の除却命令又は移転命令請求がいずれも認められなかった事例(平成23年11月24日東京高裁)

【21】相続で混同が生じたときは被相続人が有していた債権は、被相続人が死亡した時すなわち相続開始時に消滅するので客観的交換価値という観点から考えると、不特定多数の独立当事者間において取引が成立しないから交換価値は零となるとの主張が退けられた事例(平成23年11月30日東京高裁)

(社会法)

【22】XがY(行政処分庁)に対し暴力団を脱退したとして生活保護の開始申請をしたところYはXは現在も暴力団員であり資産収入を活用していないなどとして申請を却下したため却下処分の取消を求める等した事案。Yの主張は認められないとして却下処分を違法と判断(平成23年10月3日宮崎地裁)

【23】被告は原告との業務提携及び資本提携を中止し原告と競合する合併会社を設立することを決定していたにもかかわらず原告に対する法務及び財務の各デューデリジェンスを実行し、本件各情報を取得したとして逸失利益等の損害賠償支払を求めたが棄却された事例(平成24年6月1日東京地裁)

# 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

## 【民法】

### (1) 最三判平成24年5月29日 最高裁HP

平成22年(受)第2035号 求償金請求事件(破棄差戻し)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120529113549.pdf>

人身傷害補償条項の被保険者である被害者に過失がある場合、保険金を支払った保険会社は、上記保険金の額と過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が裁判基準損害額を上回る額の範囲で損害賠償請求権を代位取得する。

(理由)

上記保険会社は、上記保険契約に適用される普通保険約款中の代位条項にいう「保険金請求権者の権利を害さない範囲」の額として、被害者について民法上認められるべき過失相殺前の損害額(以下「裁判基準損害額」という。)に相当する額が保険金請求権者に確保されるように、上記支払った保険金の額と被害者の加害者に対する過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が裁判基準損害額を上回るときに限り、その上回る部分に相当する額の範囲で保険金請求権者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得すると解するのが相当である(最高裁平成21年(受)第1461号・第1462号同24年2月20日第一小法廷判決・民集66巻2号登載予定参照)。

### (2) 名古屋高判平成23年2月17日 判例時報2145号42頁

平成22年(ネ)1157号 競落代金返還請求控訴事件,控訴棄却(上告・上告受理申立て)

民事執行法施行後において、競売の目的不動産に公法上の規制が実際には存するにもかかわらず、評価書等にこれを存しないと記載され、その記載を前提に売却基準価格が決定されて売却が実施された場合には、競売の目的物が公法上の規制を受けて所有権の行使が制約されることとなり、通常の売買の目的物が地上権等の目的であるために所有権の行使が制約される場合と類似しているから、上記の競売において買主が公法上の規制があることを知らないときには民法568条及び566条の類推適用をするのが相当である。その結果、上記競売においては、買受人がまず不測の損害を被る反面、売却代金の配当を受けた債権者が公法上の規制が看過され、本来得ることのできない利益を保有することになるところ、その状況は民法568条及び566条の類推適用により、是正されることになる。すなわち、買受人は、公法上の規制が存するとして売却が実施されていたとした場合における低額の代金を基礎として、債務者に対し、あるいは同人が無資力のときには、売却代金の配当を受けた債権者に対し、代金の減額を請求でき、これにより公平な結果が得られると解される。

これを本件についてみると、本件土地には建物の再築ができないという宅地としては極めて重大な本件規制があるところ、評価書に本来記載されるべき本件規制内容が記載されず、本件執行裁判所もこの点を売却基準価格に反映させずに売却されるに至っているから、民法568条及び566条が類推適用されるべきであり、これによれば、買受人である被控訴人は、配当金を受領した控訴人に対し、減額請求を行うことができると解される。

### (3) 東京高決平成23年6月1日 金法1947号121頁

平成23年(ラ)第611号 移送決定に対する抗告事件(原決定取消・申立却下)

本件は、千葉県に在住する顧客Xが福岡県に本店を置くY1社の従業員Y4・Y5の違法な勧誘によって開始した証拠金取引がXに対する不法行為を構成すると主張してY1社並びに同社の役員Y2・Y3及び従業員Y4・Y5に対して損害賠償を求める訴えについて、Y1～Y4が民事訴訟法16条1項ないし17条に基づき基本事件を福岡地方裁判所に移送する旨の裁判を求める申立てをしたところ、原審が同申立てを認容し、かつ、Y5に対する関係では、職権に基づき基本事件の全部を福岡地方裁判所に移送する旨の決定をしたのに対し、Xが、原決定を取り消し、Y1～Y4の申立てを却下する旨の裁判を求めて抗告をした事案である。

原決定が、Y5による電話での勧誘行為、資料の送付などの行為は、Y5がX宅を訪れた上でXに本件証拠金取引を行うように勧誘し、契約締結をしたことの準備行為にすぎず、Y1の東京支店の所在地が不法行為地であると認めることはできないとしたのに対し、本決定は、Y5の電話での勧誘行為、資料の送付などの行為が不法行為を構成し得る可能性があり、これらの行為が東京都中央区に所在するY1の東京支店で行われたことは明らかであるから、東京都中央区を不法行為地として東京地方裁判所は基本事件についての管轄を有するとの判断を示した上、民事訴訟法16条1項又は17条に基づく移送の申立てについてはいずれも理由がないとした。

### (4) 東京地判平成24年1月25日 判例タイムズ1368号164頁

平成21年(ワ)第32940号 損害賠償請求事件(一部認容・確定)

Xが、Yの占有するゴルフ場においてプレー中に、コース脇にあるふたのないマンホールに転落して傷害を負ったとして、Yに対し、工作物責任もしくは一般不法行為責任に基づく損害賠償を請求するなどした事案において、本判

決は、ゴルフ競技の特徴やコースの特徴に照らせば、Yにはコースの全域にわたって市街地や公道上のような安全性を確保する義務はないとしつつ、本件マンホールの周囲は一定数の競技者の立ち入りが想定される場所で、本件マンホールに落ちれば大きな傷害を負うこともあり得る形状であることから、たとえプレーヤーから視認可能であったとしても、ふたをするなどの措置をとるべきであったから、ふたのない本件マンホールは通常有すべき安全性を欠き、Yは工作物責任を負うとされた。但し、本件事故の主たる原因は、プレーヤーがマンホールの周囲に行けばその存在を容易に確認できる状態にあったにもかかわらず、安全確認を怠り、戻ってきた打球の行方に気をとられて不用意に後ずさりをしたことにあるとして、本件では7割の過失相殺が認められた。

#### (5) 東京地判平成24年1月27日 判例時報2143号101頁

平成23年(ワ)第26541号 不当利得返還等請求事件 棄却(控訴)

本件は、訴外会社が無限連鎖講の防止に関する法律及び出資法に違反する事業を行い、その後破産手続開始決定が行われたところ、同社の破産管財人Xが同社の事業は公序良俗に違反し無効であるとして同社の事業に参加することで金員を得た元会員Yに対し、不当利得に基づき受領した金員と出捐した金員の差額の返還を求めたものである。

本判決は、破産会社の事業は公序良俗に反しているといえ事業への加入契約は無効であるから破産会社のYに対する契約に基づく金銭の交付は法律上の原因がないものであるとした上で、破産管財人が総債権者のために債権を行使する場合であっても破産者が破産開始決定前に当該債権を取得した時から不法原因給付により返還請求権が否定される場合には、破産管財人による不当利得返還請求は、民法708条により許されないと判示してXの請求を棄却した。なお、裁判所は、否認権の行使によって取得する請求権がたとえ破産者による不法原因給付に当たるとしても返還請求権は否定されないと解すべきであるが本件は、破産者が元々有していた債権を破産管財人がその管理処分権に基づいて行使するものであり事案を異にするとした。

#### (6) 宇都宮地判平成24年2月15日 判例タイムズ1369号208頁

平成22年(ワ)第534号 妨害排除等請求事件(一部認容・確定)

本件で、訴外Aは、大正14年頃、浄土真宗本願寺派に属する宗教法人Yとの間で、墓地の使用権設定契約を締結し、昭和46年3月、Xが同使用権を承継取得した。平成21年4月にXの妻Bが死亡したので、XがYに対しBの遺骨の埋蔵を求めたが、Yは、浄土真宗本願寺派の典礼に従わない限り遺骨の埋蔵を拒絶する旨通告したため、Xは、Yに対し、無典礼の方式により妻Bの遺骨を本件墓地に埋蔵する権利があるとして、妻Bの遺骨の埋蔵の妨害禁止等を求めた。本判決は、AY間の墓地使用権設定契約においては、Yの定める典礼に従い墓地を使用するとの黙示の合意が認められるが、同合意が同使用権を承継したXにまで及ぶか否かについては、これを定めた墓地使用細則はなく、Yは、XがYの宗派と異なる宗派の典礼の方式を行うことを拒絶できるにすぎないとし、XがYと異なる宗派であるとしても、それ自体が直ちにYがXによる遺骨の埋蔵を拒絶する正当の理由となるものではないし、使用権の行使として無典礼の方式による遺骨の埋蔵を求めることも、上記黙示の合意に抵触するものではないとして、Xの請求を一部認容した。

#### (7) 中村簡判平成23年12月22日 判例タイムズ1369号212頁

平成23年(八)第52号 不当利得返還等請求事件(一部認容・控訴)

本件で、継続的金銭消費貸借取引にかかる貸金債権がAからY1へ、Y1からY2へと順次譲渡されたところ、Xは、Y1Y2に対し、過払い金返還等を求めた。本件では、AからY1へ貸金債権の譲渡は信託譲渡であり、同信託譲渡契約締結と同時に両者間でサービシング契約が締結され、同信託譲渡契約締結後も、同サービシング契約により貸付、弁済金受領等の業務の委託を受けたAがXとの取引行為を継続しており、Y1とXとが直接に取引行為をしたことはないところ、本件判決は、(a)上記信託譲渡契約及びサービシング契約の締結があったとしても、当然には同信託譲渡によって取得した被譲渡債権の債権者としての地位を信託譲渡人に留保する効力は認められず、また、債務者からの弁済金は譲受人に帰属する、(b)被譲渡債権の債務者に対し、信託譲渡通知をしていなくても、譲渡当事者間の信託譲渡の効力に影響を及ぼさない、(c)被譲渡債権の権利義務の主体の帰属に影響を及ぼさない、(c)信託譲渡の受託者が経済的側面からすると「道管体」の役割に過ぎないとしても、また、信託契約上の受益者が他に存在していたとしても、信託譲渡の受託者は信託譲渡の譲受人として法律上の権利義務帰属主体となる以上、当然には信託譲渡された債権にかかる権利義務の帰属を免れない、として、Xの請求を一部認容した。

### 【商事法】

#### (8) 東京高判平成23年12月21日 金法1946号129頁

平成23年(ネ)第5742号 各損害賠償請求控訴事件(控訴棄却)

本件は、Y社の株主又は株主であったXらが、Y社の代表執行役等の旧経営陣及びファンドによるマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われたY社の普通株式に対する公開買付けについて、Y社の旧経営陣が買付価格の形成過程

に不当に関与するなどした行為が利益相反行為に当たり、当該利益相反行為を原因として失敗し、Y社の株価が下落したところ、上記利益相反行為が適切に開示されていれば、XらはY社の株式を取得することはなく、損害を被ることもなかったなどと主張して、Y社の元代表執行役ら及びY社に対し、会社法429条1項又は共同不法行為に基づき、損害の賠償及び遅延損害金の支払を求める事案である。

本判決は、本件において認定し得る事実関係の下では、本件MB0の公表前にXらが購入した株式について、Y社の株価下落の原因が直ちに上記利益相反行為にあったものとは認めるとはできないとし、また、本件MB0の公表後にXらが購入した株式については、最終的に決定された買付価格が、Xらが主張する利益相反行為を原因として不公正な価格となったものと認めるとはできず、当該利益相反行為は、投資判断をするにあたって重要な事項又は公表すべき重要な事項もしくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に当たるとまではいえないとして、Y社の当時の代表執行役ら及びY社において、Xらに対し損害賠償責任を負うものではないと判断した。

## 【知的財産】

### (9)知財高判平成24年6月6日 裁判所HP

平成24年(行ケ)第10061号 審判請求書却下決定取消請求事件 特許権 行政訴訟

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120608133836.pdf>

原告が、本件出願に対する拒絶査定不服審判の請求書を却下処分前通知等の連絡なしに却下した決定には信義誠実の原則違反等の取消事由があると主張してその取消を求めたが、認められなかった事案。

審判長は、特許法131条1項に違反する請求書について、同法133条1項に基づく補正命令により指定した相当の期間内に補正がされなかった場合、いかなる時期に同条3項に基づく当該請求書を却下する決定をするかについての裁量権を有しており、当該決定は、具体的事情に照らしてその裁量権の逸脱又は濫用があった場合に限り、違法と評価されるというべきである。原告は、本件拒絶査定により本件審判における争点を認識しており、当該争点についての立証について、本件審判の請求まで約4か月、本件指令書により指定された補正のための指定期間の満了まで約6か月にわたる準備期間を与えられていながら、その立証準備の状況等について何ら具体的に説明をせず当該指定期間を徒過していたのであるから、原告が外国法人であって、本件事務所との間の意思疎通について内国人よりも時間と費用を要することや、本件決定に先立って、郵便はがきによる却下処分前通知又は電話による手続続行の意思の有無の確認といった特許庁内部で行われていた運用に従った取扱いがされていなかったこと、そして、そのことから、仮に、本件事務所において自ら補正の理由書を提出するまで本件請求書が却下されることはないと期待していたとすれば、本件審判長がその期待を与えたことを考慮しても、本件審判長は、本件請求書を却下した時点において、当該決定を遷延させ、もって原告のために更に補正のための猶予期間を与える必要はなかったものというほかなく、本件拒絶査定から約7か月後であって当該指定期間の満了から43日後にされた本件決定は、審判長が有する請求書の却下決定をする時期についての裁量権を逸脱又は濫用したものとはいえない。

### (10)東京地判平成24年5月31日 裁判所HP

平成21年(ワ)第28388号 著作権損害賠償請求事件

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120601154456.pdf>

本件各楽曲を作詞又は作曲した原告ら(韓国人)が、被告ら(日本法人)が、本件各楽曲のデータを作成し、これを被告らの製造に係る業務用通信カラオケ装置の端末機に搭載されたハードディスクに記録し、又は上記端末機を通信カラオケリース業者等に対して出荷した後に発表された本件各楽曲(新譜)のデータを被告らの管理するセンターサーバに記録し、端末機にダウンロードさせた行為が、本件各楽曲について原告らが有する複製権(著作権法21条)又は公衆送信権(同法23条1項)を侵害する旨主張して、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償及び遅延損害金の支払を求めた事案である。社団法人韓国音楽著作権協会(KOMCA)が管理する韓国の楽曲の日本国内における管理を社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)が行い、JASRACが管理する日本の楽曲の韓国国内における管理をKOMCAが行う旨の相互管理契約発効前において、KOMCAの約款(本件約款)に基づき原告らとKOMCAとの間で締結した著作権信託契約(本件信託契約)によって、原告らのKOMCAに対する本件各楽曲の著作権が信託譲渡されたか否かが争点となった。

原告らは、KOMCAの業務管轄地域ではなかった日本との関係では、KOMCAとJASRACとの間で本件相互管理契約が締結され、発効するまでの間は、原告らの本件各楽曲の日本における著作権は、原告らに帰属していた旨主張したが、本件約款には、信託の効力の発生時期に関する特段の定めがなく、外国における著作権について、その信託譲渡の効力がKOMCAと当該外国地域の著作権管理団体との間の相互管理契約の締結やその発効を停止条件として生ずる旨の明文の定めもないので、原告らが、KOMCAとの間で、本件約款に基づく本件信託契約をそれぞれ締結した時点で、日本を含む全世界における著作権が、原告らからKOMCAに信託譲渡され、これにより本件各楽曲の著作権は、本件相互管理契約発効前に原告らからKOMCAへ信託譲渡されたものと認められ、本件各楽曲にはKOMCAとJASRACとの相互管理契

約が適用されることになる,として,原告らの請求は棄却された。

### (11)東京地判平成24年5月31日 裁判所HP

平成21年(ワ)第17937号 特許権侵害差止等請求事件 特許権 民事訴訟

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120613102810.pdf>

原告が,本件発明と3GPP規格との関係等に基づいて被告方法の使用の差止め等を請求したが,被告方法が本件発明の技術的範囲に属するとは認められないとして棄却された事案。

本件では,被告方法が本件発明の構成要件AないしD,F,Hを充足することについては当事者間に争いがなく,原告は,被告が被告方法においてTrF0接続又はTF0接続を実施しており,被告方法が構成要件E及びGも充足し,被告方法が本件発明の技術的範囲に属すると主張する。

3GPP規格とTrF0接続及びTF0接続の関係について,被告が3GPP規格に準拠した被告方法を実施していることは,当事者間に争いが無い。この点,3GPP規格には,TrF0接続及びTF0接続の実施方法について,詳細な規定が定められている。しかしながら,3GPP規格に定められたTrF0接続やTF0接続の実施方法についての規定が,同規格に準拠する場合に必ず実施しなければならない性質のものであることを認めるに足りる証拠はない。したがって,被告が3GPP規格に準拠した被告方法を実施しているとしても,そのことから直ちに被告が被告方法においてTrF0接続やTF0接続を実施していることが認められるわけではない。なお,原告が主張するように,ARIBやTTCの標準規格や仕様書の中に,3GPP規格のTrF0接続やTF0接続の実施方法についての規定を採用しているものがあることが認められるが,これらの規定がARIBやTTCの会員が必ず従わなければならない性質のものであることを認めるに足りる証拠はない。したがって,上記の標準規格や仕様書が存在することも,被告が被告方法においてTrF0接続やTF0接続を実施していることの裏付けにはならない。

また,原告が提出する各見解書も,その内容において信用性に乏しく,被告がTF0接続やTrF0接続を実施していることを裏付ける証拠として採用することはできない。さらに,上記各見解書を除く,その余の主張及び証拠からも,被告が被告方法においてTF0接続又はTrF0接続を実施していると認めることはできない。

以上のとおり,被告が被告方法においてTF0接続又はTrF0接続を実施していると認めることはできないから,被告方法が本件発明の技術的範囲に属するとは認められない。

### 【民事手続】

### (12)最二判平成24年5月28日 最高裁HP

平成21年(受)第1567号 預金返還請求事件(一部破棄差し戻し,一部却下)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120528134506.pdf>

破産者Aらの各破産管財人Xらが,Yに対し,AらとYとの間の当座勘定取引契約を解約したことに基づく払戻金及び遅延損害金の支払を求める事案において,

1 Xが債務者Aらの破産手続開始前にその委託を受けないで締結した保証契約に基づき同手続開始後に弁済をした場合に,Xが取得する求償権は破産債権に該当するとした事例。

(理由)

無委託保証人が弁済をすれば,法律の規定に従って求償権が発生する以上,保証人の弁済が破産手続開始後にされても,保証契約が主たる債務者の破産手続開始前に締結されていれば,当該求償権の発生基礎となる保証関係は,その破産手続開始前に発生しているということが出来るから,当該求償権は,「破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権」(破産法2条5項)に当たるものというべきである。

2 XがAらの破産手続開始前にその委託を受けないで締結した保証契約に基づき同手続開始後に弁済をした場合にXが取得する求償権を自働債権とする相殺が認められないとした事例

(理由)

この場合の相殺を認めることは,破産者の意思や法定の原因とは無関係に破産手続において優先的に取り扱われる債権が作出されることを認めるに等しいものということができ,この場合における相殺に対する期待を,委託を受けて保証契約を締結した場合と同様に解することは困難というべきである。そして,無委託保証人が上記の求償権を自働債権とする相殺は,破産手続開始後に,破産者の意思に基づくことなく破産手続上破産債権を行使する者が入れ替わった結果相殺適状が生ずる点において,破産者に対して債務を負担する者が,破産手続開始後に他人の債権を譲り受けて相殺適状を作出した上同債権を自働債権とする相殺に類似し,破産債権についての債権者の公平・平等な扱いを基本原則とする破産手続上許容し難い点において,破産法72条1項1号が禁ずる相殺と異なるところはない。

### (13) 東京高判平成23年10月6日 金法1947号117頁

平成23年(ラ)第1679号 債権差押命令に対する執行抗告事件(抗告棄却)

Y社が、Xに対する1億4266万2460円及びこれに対する遅延損害金の請求を認容する高裁判決に基づいて、Xが第三債務者6名に対して有する各報酬債権の差押えを求めたところ、原審はこれを認めた。ところが、Yは上記差押えに先立ち、上記高裁判決の原審判決(認容額1億5266万2460円及びこれに対する遅延損害金)に基づき、X名義の不動産について強制競売開始決定を得ていたため、Xが、超過差押えとして民事執行法146条2項に違反すると主張して執行抗告をした。

本決定は、民事執行法146条2項は、差し押さえた債権の価額が差押債権者の債権及び執行費用の額を超えるときは、執行裁判所は、他の債権を差し押さえてはならない旨定めているもので、異種執行手続の重複を禁止する趣旨のものとは解せないとしてXの抗告を棄却したものであるが、傍論として、Yは、上記高裁判決及びその原審判決による強制執行により、上記高裁判決が認容した金額及び執行費用を超えて回収をすることはできないから、どちらかの執行手続でYが債権を回収した場合には、Xは他の執行手続で別途請求異議の訴え等により解決を図るべきものと指摘した。

### (14) 東京地判平成23年6月7日 判例タイムズ1368号233頁

平成22年(ワ)第35009号 譲受債権請求事件(認容・控訴)

Xは、Yらが父である亡AのXに対する保証債務を相続したとして、Yらに対し、保証債務の履行を求めた事案において、亡Aの外国人登録原票の国籍欄に「朝鮮」と記載されている一方で、亡Aは継続的に日本に居住していたと推認しうることから、亡Aの相続についての準拠法が争点となった。

本判決は、亡Aの死亡時の本国法は、亡Aの死亡時及び過去の住所、常居所、親族の住所、常居所、居所や、本人の意思等を考慮して決定すべきであるとし、本件においては、亡Aの出生場所及び外国人登録原票に国籍国住所又は居所として記載された地がいずれも現在では大韓民国にあること(なお、亡Aの出生当時、朝鮮半島においては、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国とが存在する状況にはなかった)、亡Aが子であるYらの出生届を大韓民国に提出していること、Yら及びBの外国人登録原票の国籍欄に「韓国」と記載されていることを考慮すると、大韓民国の法であるとするのが相当であるとして、それを前提としてXの請求が認められた。

### (15) 大阪地判平成23年10月7日 金法1947号127頁

平成22年(ワ)第12701号 損害賠償請求事件(請求認容)

本件は、Yから投資信託受益権を購入した破産者Aの破産管財人に選任されたXが、Yに対し投資信託の解約を請求して一部解約金の支払を求めたところ、Yは一部解約金を破産者がYに開設していた預金口座に振り込んだ上、その返還債務とYが破産者に対して有する債権とを相殺する意向を伝えてXへの支払を拒んだので、Xがこの相殺が許されない旨主張して、Yに対し、主位的には預金返還請求権又は預金返還債務の不履行に基づく損害賠償請求権に基づき、投資信託受益権の一部解約金ないし同相当額の金銭の支払を求める事案である。

本判決は、投資信託受益権の一部解約金が破産者の預金口座に入金されたことにより、一部解約金返還請求権は消滅し、解約金相当額の預金返還債務を負担したものであり、本件相殺は、弁済により既に存在しない債務を受働債権とする相殺として無効であるか、破産手続開始後に負担した債務を受働債権とする相殺として破産法71条1項1号により無効であるとして、Xによる上記投資信託受益権の一部解約金相当額の預金返還請求を認めた。

## 【刑事法】

### (16) 最一決平成23年12月12日 判例時報2144号153頁

平成19年(あ)第2276号 監禁致傷、詐欺、強盗、殺人、傷害致死被告事件 上告棄却(北九州連続監禁殺人等事件上告審決定)

被告人が、内縁の夫と共謀の上、合計6名を殺害し、1名を傷害致死に至らしめたほか、女性から現金を詐取及び強取し、監禁致傷に至らしめたなどの事案において、被告人を無期懲役に処した控訴審判決に対し、検察官が上告し、永山事件に関する最二判昭和58年7月8日等を引用した判例違反及び量刑不当の主張をしたところ、死刑を選択することも十分考慮しなければならない事案であるが、首謀・主導者は内縁の夫であり、被告人は内縁の夫から異常な暴行・虐待を長期間にわたって繰り返し加えられるなどして正常な判断能力が低下し、同人の指示に従わないことが難しい心理状態にあった中で、同人に追従して一連の犯行に加担したことや、捜査段階で各犯行を自白して事案解明に大きく寄与したことなどを考慮し、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するとまでは認められない、とされた事例。

### (17)高松高判平成22年11月18日 判例タイムズ1369号254頁

平成22年(う)第173号 住居侵入,強盗強姦被告事件(控訴棄却・確定)

本件で,被告人は,平成15年5月23日,住居侵入,強盗強姦を行ったとして,同22年に起訴され,裁判員裁判による審理の結果懲役9年に処せられた。本判決は,量刑不当の控訴を棄却したが,職権判断として,原判決は,(a)犯行後裁判時までの間に刑法12条1項改正により,法定刑の上限が15年から20年に厳罰化されたのに法令の適用に当たっては改正前の同条同項を適用した旨明示しておらず,刑訴法380条にいう法令適用の誤りがある,(b)原審では,検察官が論告で強盗強姦の法定刑を「無期懲役又は7年から20年の懲役」である旨誤って明示しているが,原審裁判所がこの部分を訂正させていないこと等から,裁判官が,適用すべき改正前の法定刑を誤解していた可能性のある裁判員らに対し,正確な法定刑の教示をせずに評議が行われたものと推認され,刑訴法379条にいう訴訟手続に法令の違反がある場合に該当する,(c)しかし,原判決は法定刑の最下限である懲役7年を基準として量刑の評議をしており,実際にこれに接近した懲役9年と量刑していること,無期懲役刑や15年を超える有期懲役刑に処する可能性については考慮した形跡がないこと等を総合的に考慮すると,正しい法定刑を教示されて検討したとしても,同じ量刑となった蓋然性が極めて高いから,これらの瑕疵は判決に影響を及ぼすことが明らかであるとはいえないとし,控訴を棄却した。

### (18)東京地判平成22年9月6日 判例タイムズ1368号251頁

平成22年特(わ)第34号,平成22年特(わ)第289号,平成22年合(わ)第83号 覚せい剤取締法違反,銃砲刀剣類所持等取締法違反,有印公文書偽造被告事件(有罪・確定)

被告人が,有効期限の徒過した,被告人の父を被交付者とする駐車禁止除外指定車標章の有効期限欄や発行日欄の数字記載部分に,元の記載と異なる数字が印字された紙片を,本件標章の入られたビニール製ケースと本件標章の間から差し入れて密着させたうえ,本件ビニール製ケースの上面によって固定した行為について公文書偽造罪の成立が争われ,弁護人が,被告人が本件標章に載せた紙片は,印字された数字が他の数字の位置と上限にずれており,その上部がめくられて少し浮かび上がる状態であったから,改ざんの方法としては稚拙であり,外観において公務所の作成した文書と誤信させる程度には至っておらず,「偽造」の程度に達していないと主張したのに対し,本判決は,当該紙片は,大きさ,形状,色,印字内容,字体等が真正な記載と酷似しており,本件標章の表面が粘着性のある状態となっていたために上記紙片が本件ビニール製ケースと密着して一体化することにより,上記紙片に記載された数字が正規の有効期限及び発行日であるかのごとき外観を呈するようになったことに加え,警察官等がフロントガラス越しに確認するという本件標章の本来の用法を併せ考慮すれば,一般人をして東京都公安委員会が作成した真正な公文書と信じさせるに足る程度の外観を備えたものといえ,「偽造」に当たると判示した。

## 【公法】

### (19)広島高判平成23年10月28日 判例時報2144号91頁

平成22年(ネ)第536号 損害賠償(第一事件,第二事件)請求控訴事件 変更(上告・上告受理申立)

市議会議員の兄が経営する建設会社が市と道路工事契約を締結したところ,市議会議員とその二親等以内の親族が経営する企業と市の契約を禁止した条例に違反するとして,市議会が条例遵守の警告を発する旨の決議をし,議長が警告措置をとったことに対し,市議会議員が同条例が憲法に違反して無効であり,警告措置は違法だと主張し,市に対し国家賠償請求した事案において,同条例の規制は憲法上保障された経済活動の自由及び議員活動の自由を制限できる合理性や必要性が認められず,無効で,同条例に基づく議員に対する警告措置は違法であるとして,市の国家賠償責任(慰謝料30万円及び弁護士費用3万円)が認められた事例。

### (20)東京高判平成23年11月24日 裁判所(総合)HP

平成23年(行コ)第107号 建築確認処分取消等請求,訴えの追加的併合控訴事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120618095713.pdf>

I区長が建築主A株式会社に対してした東京都建築安全条例10条の2第1項に基づく認定処分について控訴人らが行った取消請求,及び,控訴人らが行った,I区長に対する,建築基準法9条1項に基づくA株式会社に対する建物の除却命令又は移転命令請求が,いずれも認められなかった事例。

(概要・判断)

(第1事件)東京都I区内に居住する控訴人らが,同区上に建設が予定された建物(以下「本件建築物」という。)について,建築主であるA株式会社に対してI区長がした東京都建築安全条例(以下「安全条例」という。)10条の2第1項ただし書に基づく認定処分(以下「本件認定処分」という。)には,同項の適用ができないにもかかわらず,同項(ただし書)を適用するという違法があり,本件認定処分は地域の有する文化的価値及び良好な景観や住環境を破壊するとともに住民を危険にさらすとして,本件認定処分の取消を求めるとともに,(第2事件)控訴人らが,本件建築物に



は、都市計画法32条、33条1項2号、37条、建築基準法43条、56条6項、7項、安全条例4条、10条の2第2項2号に違反する違法があるとして、I区長において、建築基準法9条1項に基づき、Aに対し本件建築物の除却又は移転の命令をすべき旨を命ずることを求めた事案である。

原審は、第1事件(取消訴訟)について、一部の控訴人らについては原告適格を有せず訴えは不合法であるとしてこれを却下し、その余の控訴人らの請求についてはいずれも棄却し、第2事件(本件義務付け訴訟)について、一部の控訴人らについては原告適格を有せず訴えは不合法であるとしてこれを却下し、その余の控訴人の請求についてはいずれも棄却した。

控訴人らは、これを不服として控訴した。

(判断)

第1事件

1 当事者適格

控訴人らは、安全条例10条の2は、火災等の災害時における避難、消火及び救助活動に伴う安全確保のみならず、平常時一般における通行の安全を図ることを趣旨としているから、本件認定処分(取消訴訟)の原告適格は、建物の火災等により直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に存する建築物に居住し、又はこれを所有する者だけでなく、当該建築物に出入りする自動車(通常通行する範囲内に居住し、あるいはその範囲内に所在する建築物を所有する者、さらには通勤等の目的により、そのような範囲内を日常的に通行する近隣住人にも、法律上の利害を有する者として、認められる旨主張する。

しかし、安全条例10条の2は、火災等の災害時における避難、消火及び救助活動に伴う安全確保のみならず、平常時一般における通行の安全を図ることを趣旨としているといえるが、同通行の安全はなお一般的抽象的な利益にとどまるから、同利益に基づいて原告適格が認められるとはいえない。

2 本件認定処分の適法性について

本件認定処分には裁量権の範囲を越え又はその濫用があったとは認められない。

第2事件

1 当事者適格

控訴人の一部について、本件義務付け訴訟について、原告適格を有しないとされた原審の判断は相当である。

2 建築基準法9条1項の命令を発しないことに裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるか否かについて

I区長が本件建築物について建築基準法9条1項所定の除却命令等を発すべきことが、根拠法令の規定から明らかであるとも、除却命令等を発令しないことが裁量権の範囲を逸脱しもしくはこれを濫用したものであるともいうことができない。

## (21)東京高判平成23年11月30日 裁判所(総合)HP

平成23年(行コ)第199号 相続税更正処分取消等請求控訴事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120611111300.pdf>

S税務署長がした相続税の更正処分のうち、申告納付税額相当額を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分について、控訴人が取消を求めたが、取消が認められなかった事例。

(判断)

控訴人は、相続税法22条では相続財産の評価に関して時価主義を採用しており、ここでいう時価とは、客観的な交換価値のことであり、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価格を意味するとされているところ、相続で混同が生じたときは被相続人が有していた債権は、被相続人Aが死亡した時、すなわち、相続開始時に消滅するので、客観的交換価値という観点から考えると、不特定多数の独立当事者間において取引が成立する余地が全くないのであるから、交換価値は零ということになる等と主張する。

しかし、共同相続人がいる場合に、金銭債権等の可分債権があるときは、当然分割され相続分に応じて債権を承継し、共同相続人の1人が被相続人に債務を負担しているときには、その債務と承継する債権とが混同により消滅するのではあるが、その前提として、金銭債権等の可分債権が相続開始時に分割承継されるとしても相続財産として存在していたことは明らかであり、混同により承継した債権が消滅するという事実と、金銭債権等の可分債権も相続財産として存在していたことは別個であるといえる。したがって、客観的交換価値が零になるということはない。

また、混同による金銭債権等の可分債権が消滅したとしても、その反面債務減少利益自体が相続により取得した財産に該当するとみることもできるのであるから、客観的交換価値が零になるということはない。

## 【社会法】

### (22)宮崎地判平成23年10月3日 判例タイムズ1368号77頁

平成22年(行ウ)第2号 生活保護申請却下取消等請求事件(甲事件),平成23年(行ウ)第1号 生活保護廃止決定取消請求事件(乙事件)(認容・控訴)

XがY(行政処分庁)に対し,暴力団を脱退したとして生活保護の開始申請をしたところ,Yから,Xは現在も暴力団員であって,資産収入を活用しておらず,生活保護の開始要件を満たさないことを理由として,生活保護の申請を却下する旨の処分を受けたため,同処分には生活保護法4条1項の解釈適用を誤った違法があるなどと主張して,本件却下処分の取消を求めるなどした事案において,本判決は,Xが暴力団に所属して違法な資産収入を得ていたとのYの主張は認めるに足りないとし,Xが生活保護の開始申請前後において就労不能であったとする診断書の内容から,Xには活用すべき稼働能力がなく,また,家賃や医療費等を滞納していたなどの生活状況から,資産収入の活用要件についても欠けるところはないから,生活保護法4条1項にいう補足性の要件を満たすとして,本件却下処分を違法と判断した。

### (23)東京地判平成24年6月1日 裁判所HP

平成21年(ワ)第16761号 不正競争損害賠償請求事件

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120607101726.pdf>

被告スカパーJSATの前身であるジェイサットは,インマルサット衛星通信事業に関する原告日本デジコムとの業務提携及び資本提携を中止し,原告と競合する合併会社を設立して同会社において同事業を行うことを決定していたにもかかわらず,原告に対し資本提携の履行に必要な株式価格の算定のためと偽って原告に対する法務及び財務の各デューデリジェンスを実行,継続し,もって詐欺その他の不正な手段により本件各情報を取得したとして,原告が被告スカパーJSATに対し,不競法2条1項4号,4条に基づき,逸失利益等の損害賠償の支払を求めた事案で,不正競争の有無が争点となった。

原告の主張する営業秘密は,行政における許認可基準及びその手続に関する情報を指すものと解されるが,行政における許認可基準は,広く国民に開示されるべきものであり,行政庁がこれを公開せずに秘匿できる性質のものではないので,本件情報は,非公知性を認めることができず,不競法2条6項の営業秘密には当たらない。また,ジェイサットは,本件基本合意に基づいて原告から提供を受けたデューデリジェンスに関連する資料一式を原告に返還し,原告もこれを確認の上,受領しているが,その後もジェイサットないし被告スカパーJSATが,本件各情報が記載された資料等を保有し,これを被告JSATモバイル及び衛星ネットワークに開示したり,自らの営業活動に使用したりした事実を認めるべき的確な証拠はない,として,原告の請求は棄却された。

## 【紹介済み判例】

最三判平成23年3月22日 金法1947号113頁

平成21年(受)第747号 求償金請求事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110322113108.pdf>

法務速報120号29番で紹介済み

東京高判平成23年6月24日 判例時報2143号76頁

平成22年(行ケ)第6号 審決取消請求事件 認容(確定)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120116131628.pdf>

法務速報129号35番で紹介済み

東京高判平成23年7月25日 判例タイムズ1368号86頁

平成23年(行コ)第99号 運転免許取消処分取消請求控訴事件(控訴棄却・確定)

法務速報131号37番で紹介済み

東京地判平成23年7月28日 判例時報2143号128頁

平成20年(ワ)第32415号 損害賠償等請求事件 棄却(控訴,控訴後和解,控訴取り下げ)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120216173137.pdf>

法務速報125号12番で紹介済み

知財高判平成23年9月7日 判例時報2144号121頁

平成23年(ネ)第10002号 特許権侵害差止等請求控訴事件 認容(中間判決)

法務速報125号17番で紹介済み

東京高判平成23年9月9日 金法1946号136頁  
平成23年(ネ)第2831号 不当利得返還請求控訴事件(控訴棄却)  
法務速報132号3番で紹介済み

最三判平成23年9月13日 金法1946号108頁  
平成21年(受)第1177号 損害賠償請求事件(一部破棄自判,一部破棄差戻)  
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110913172344.pdf>  
法務速報125号35番で紹介済み

最三判平成23年9月13日 金法1946号108頁  
平成22年(受)第1485号 損害賠償請求事件(破棄差戻)  
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110913175050.pdf>  
法務速報125号35番で紹介済み

東京高決平成23年10月26日 判例タイムズ1368号245頁  
平成23年(ラ)第1876号 債権差押命令申立却下決定に対する執行抗告事件(取消,自判・確定)  
法務速報129号18番で紹介済み

東京高判平成23年11月9日 判例タイムズ1368号171頁  
平成22年(ネ)第7043号 損害賠償請求控訴事件(取消,自判・上告,上告受理申立)  
法務速報130号4番で紹介済み

知財高判平成23年12月8日 判例時報2145号61頁  
平成23年(ネ)第10049号 特許権侵害差止請求控訴事件,控訴棄却(上告・上告受理申立て)  
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111212120351.pdf>  
法務速報128号13番で紹介済み

最三判平成23年12月20日 判例時報2143号119頁  
平成21年(行ヒ)第217号 審決取消請求事件 破棄自判  
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111220111305.pdf>  
法務速報128号9番で紹介済み

最二平成24年1月13日 判例時報2143号144頁  
平成22(あ)1299号 覚せい剤取締法違反,関税法違反被告事件 上告棄却  
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120113111705.pdf>  
法務速報129号23番で紹介済み

最三判平成24年1月17日 判例時報2144号115頁  
平成22年(受)第1884号 著作権侵害差止等請求事件 破棄差戻  
法務速報129号7番で紹介済み

最一決平成24年1月26日 判例タイムズ1369号124頁  
平成23年(許)第25号 遺産分割審判に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)  
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120130160134.pdf>  
法務速報130号2番で紹介済み

最一決平成24年1月26日 金法1947号108頁  
平成23年(許)第25号遺産分割審判に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)  
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120130160134.pdf>  
法務速報130号2番で紹介済み

知財高判平成24年1月27日 判例時報2144号51頁

平成22年(ネ)第10043号 特許権侵害差止請求控訴事件 控訴棄却(上告・上告受理申立)(プラバスタチンナトリウム(プロダクト・バイ・プロセス・クレーム)事件知財高裁大合議判決)

法務速報130号12番で紹介済み

最一判平成24年2月2日 判例時報2143号72頁

平成21年(受)第2056号 損害賠償請求事件 上告棄却

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120202111145.pdf>

法務速報130号9番で紹介済み

最三決平成24年2月6日 判例タイムズ1368号66頁,判例時報2145号143頁

平成22年(あ)第787号 債権管理回収業に関する特別措置法違反被告事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120209112112.pdf>

法務速報131号26番で紹介済み

最三判平成24年2月6日 金法1946号104頁

平成22年(あ)第787号 債権管理回収業に関する特別措置法違反被告事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120209112112.pdf>

法務速報131号26番で紹介済み

最一判平成24年2月13日 判例タイムズ1368号69頁

平成23年(あ)第757号 覚せい剤取締法違反,関税法違反被告事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120213161911.pdf>

法務速報131号29番で紹介済み

最一判平成24年2月16日 判例タイムズ1369号108頁

平成23年(行ヒ)第166号 建築物等移転通知及び照会処分取消請求事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120216144051.pdf>

法務速報130号21番で紹介済み

最一判平成24年2月20日 判例時報2145号103頁

平成21年(受)1461号・1462号 損害賠償請求事件,一部破棄自判,一部上告棄却

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120220120905.pdf>

法務速報131号10番で紹介済み

最三判平成24年2月21日 判例タイムズ1369号114頁

平成22年(行ヒ)第489号 不当労働行為再審査申立棄却命令取消請求事件(破棄差戻)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120221142437.pdf>

法務速報131号40番で紹介済み

最二判平成24年2月24日 判例時報2144号89頁

平成23年(受)第1039号 損害賠償請求事件 一部破棄差戻,一部上告棄却

法務速報131号1番で紹介済み

最二判平成24年2月24日 判例タイムズ1368号63頁

平成23年(受)第1039号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻,一部上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120224145519.pdf>

法務速報131号1番で紹介済み

最三判平成24年2月28日 判例時報2145号1頁

平成22年(行ツ)第392号,平成22年(行ヒ)第416号 生活保護変更決定取消請求事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120228155426.pdf>

法務速報131号43番で紹介済み

最三判平成24年2月28日 判例タイムズ1369号101頁

平成22年(行ツ)第392号,平成22年(行ヒ)第416号 生活保護変更決定取消請求事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120228155426.pdf>

法務速報131号43番で紹介済み

最三判平成24年3月13日 判例タイムズ1369号128頁

平成22年(受)第755号,平成22年(受)第756号,平成22年(受)第757号,平成22年(受)第758号,平成22年(受)第759号 損害賠償請求事件(一部破棄自判,一部上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120313164212.pdf>

法務速報131号12番で紹介済み

最三判平成24年3月13日 金法1947号87頁

平成22年(受)第755号,第756号,第757号,第758号,第759号 損害賠償請求事件(一部破棄自判・一部上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120313164212.pdf>

法務速報131号12番で紹介済み

最二判平成24年3月23日 判例タイムズ1369号121頁

平成22年(受)第1529号 損害賠償等請求事件(破棄差戻)

法務速報132号1番で紹介済み

## 2. 平成24年(2012年)6月21日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 180 8

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

・・・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する国等の責務,基本方針,調達方針の策定その他必要な事項等を定めた法律

・衆法 180 12

死因究明等の推進に関する法律

・・・死因究明等の推進についての基本理念,国等の責務,施策の基本となる事項を定めた法律

・衆法 180 13

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律

・・・警察等が取り扱う死体について,調査,検査,解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置等を定めた法律

・衆法 180 16

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律

・・・過疎地域自立促進特別措置法の有効期限を平成33年3月31日まで5年間延長することを定めた法律

・衆法 180 17

国立国会図書館法の一部を改正する法律

・・・国立国会図書館のオンライン資料の収集,原子力損害賠償支援機構法による原子力損害賠償支援機構の設立に伴う出版物の納入義務等を定めた法律

・衆法 180 19

原子力規制委員会設置法

・・・その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を環境省の外局として設置することを定めた法律

・衆法 180 20

離島振興法の一部を改正する法律

・・・離島振興法の有効期限の10年間延長,離島の振興のための施策についての基本理念,国の責務に係る規定,離島活性化交付金等の交付等について定めた法律

・衆法 180 21

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律

・・・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の有効期限を5年延長することを定めた法律

・参法 180 21

劇場,音楽堂等の活性化に関する法律

・・・劇場,音楽堂等の活性化を図るため,劇場,音楽堂等の事業,関係者並びに国及び地方公共団体の役割,基本的施策等について定めた法律

・参法 180 22

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律

・・・東北地方太平洋沖地震被災者の不安の解消,安定した生活の実現に寄与するため,子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策の基本となる事項を定めた法律

・閣法 179 9

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律

・・・東日本大震災の発生後における合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債を起すことができる期間を延長することを定めた法律

・閣法 180 31

内閣府設置法等の一部を改正する法律

・・・宇宙の開発・利用のための基本的な政策に関する総合調整等の事務を内閣府の所掌事務とすること、宇宙政策委員会の設置、宇宙開発委員会の廃止等について定めた法律

・閣法 180 42

競馬法の一部を改正する法律

・・・競馬の振興を図るため、払戻金の金額の算出方法を改め、地方競馬主催者に対する必要な支援を延長すること等を定めた法律

・閣法 180 49

消防法の一部を改正する法律

・・・高層建築物等における防火管理体制の拡充、検定に合格していない消防用機械器具等に係る回収命令の制度の創設等を定めた法律

・閣法 180 50

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律

・・・国有林と一体に整備・保全を行うべき民有林につき国が森林所有者等と協定を締結して整備・保全を行う制度の創設、国有林野事業を企業的に運営するために設置された国有林野事業特別会計の廃止等を定めた法律

・閣法 180 51

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律

・・・中小企業が海外の関係法人と共同して行う事業の実施に関し、中小企業信用保険法、株式会社日本政策金融公庫法、貿易保険法等の特例措置等を定めた法律

・閣法 180 64

著作権法の一部を改正する法律

・・・著作権等を侵害する行為を防止又は抑止するための技術的保護手段の範囲を拡大すること等を定めた法律

・閣法 180 68

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律

・・・地域社会における共生の実現に向けての基本理念、障害者及び障害児の定義の見直し、地域生活支援事業の拡充等を定めた法律

・閣法 180 81

災害対策基本法の一部を改正する法律

・・・防災に関する組織の充実、地方公共団体間の応援に関する措置の拡充、広域にわたる被災住民の受入れ、災害対策に必要な物資等の供給・運送に関する措置等を定めた法律

・閣法 180 82

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法

・・・特定タンカー所有者との間で特定賠償義務履行担保契約を締結する者に対し、当該特定賠償義務履行担保契約の義務の履行として支払われる金銭の額に相当する金額の交付金を政府が交付する制度の創設等を定めた法律

### 3.6月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

升田 純 著 大成出版社 230頁 3,885円  
不動産取引における契約交渉と責任 契約締結上の過失責任の法理と実務・・・

額田洋一 著 学陽書房 208頁 2,940円  
Q&A成年後見の財産管理

松本繁雄 著 経済法令研究会 404頁 2,415円  
相続・贈与の実務(2012年度版)法務から税務対策まで

石川 明 著 信山社 184頁 3,990円  
訴訟上の和解

土岐敦司 編集代表/唐津恵一/志田至朗/辺見紀男/小畑良晴 編集 民事法研究会 354頁 3,465円  
事業再編シリーズ4 株式交換・株式移転の理論・実務と書式 労務,会計・税務,登記,独占禁止法まで

太田 洋/矢野正紘 編著 大蔵財務協会 496頁 3,800円  
M&A・企業組織再編のスキームと税務 M&Aを巡る戦略的税務プランニングの最先端



## 4.6月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

小森 榮 著 現代人文社 452頁 3,885円  
GENJIN刑事弁護シリーズ15 もう一步踏み込んだ薬物事件の弁護術 . . .

高橋勝徳 著 法学書院 211頁 1,680円  
交通事故の法律相談Q&A

江原 勲 著 ぎょうせい 259頁 3,200円  
詳説 自治体契約の実務

錦野裕宗/稲田行祐 共著 保険毎日新聞社 223頁 2,415円  
保険業法の読み方 実務上の主要論点 一問一答

菊谷正人/前川邦生/依田俊伸 著 同文館 282頁 3,360円  
租税法要説 租税法の条文解釈と税務会計

道垣内正人 著 商事法務 300頁 4,515円  
国際契約実務のための予防法学 準拠法・裁判管轄・仲裁条項

## 5. 発刊書籍の解説

・不動産取引における契約交渉と責任 契約締結上の過失責任の法理と実務

75の事例を元に,不動産取引の実情,交渉段階の法理,交渉打ち切りのリスクやその回避方法等及び売買契約の成否をめぐる裁判例等について解説されている。

・GENJIN刑事弁護シリーズ15 もう一步踏み込んだ薬物事件の弁護術

薬物事件の捜査段階の弁護として,逮捕手続や尿の押収手続,薬物の簡易鑑定等について,公判段階の弁護として,薬物の認識や,営利目的等について解説されており,その他鑑定書の読み方や薬物の薬理と病理,薬物事犯者の処遇等についても解説されている。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。